

みまもい通信 その41 <平成24年9月号>

**携帯電話を初めて購入！
次の日から大量の請求メールが来た**



請求どおりに支払ってしまった

心当たりはなかったが「**支払わないと法的措置をとる**」とあったので、クレジットで総額60万円支払った。だまされたのでしょうか？と相談が入りました。このような**架空請求メール**に対しては購入時の**初期設定のアドレスを複雑な設定に変更**したり、**迷惑メールの受信拒否設定**をする事をお勧めします。相談室ではクレジット会社と返金交渉することになりました。

困った時は札幌市消費者センター(728-2121)へ